平成２８年（フ）第２０８号
群馬県前橋市下新田町542番地８
債務者　棚橋由紀子
１　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１４号
群馬県前橋市西片貝町２丁目114番地１　Ｂ―403号
債務者　金井　宣賢
１　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１５号
群馬県前橋市朝倉町３丁目４番地５　ＲＢ―103号
債務者　菊池　　守
１　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７３号
埼玉県越谷市大字南荻島4055番地８
債務者　三浦　善博
１　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
埼玉県春日部市赤沼295番地　在宅複合施設孝楽園、旧住所埼玉県春日部市西金野井1802番地６、住民票上の住所埼玉県春日部市米島809番地57
債務者　足利　和昭
１　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
千葉県浦安市富士見１丁目６番38号　伊豆荘
債務者　打矢　和夫
１　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４８号
京都府八幡市男山弓岡３番地―201―101
債務者　瀧谷　直美
１　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４６号
京都府京田辺市大住関屋４番地13、前住所京都府木津川市梅美台３丁目19番地８　メゾン梅美102号
債務者　劔田紗也香（旧姓片山）
１　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４８号
京都市東山区古門前通大和大路東入３丁目古西町310番地１　ハイツ知恩406号
債務者　杉山和美こと　ＨＵＨ　ＫＹＯＳＯＯ　Ｋ　許　　**教淑**
１　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
高知市若草町１番26―５号
債務者　雲本まゆみ
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８４号
高知市鵜来巣８番11―10号
債務者　雲本　亜紀
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４７号
高知市高須東町６番25―401号
債務者　金井　隆英
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５９号
高知市高見町381番地２　橋本マンション201
債務者　川島　由美
１　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９号
北海道岩見沢市美園２条３丁目１番２―101号　美園団地２号棟101号
債務者　吉田　元紀
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第４０号
北海道岩見沢市美園２条３丁目１番２―101号　美園団地２号棟101号
債務者　吉田　伸子
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第４７号
北海道岩見沢市13条西４丁目４番地１　ハスコート岩見沢Ⅲ棟105号
債務者　高橋　優子
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１８４号
岩手県西磐井郡平泉町長島字滝の沢93番地
債務者　千葉　順子
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部